

翻訳

M・B・フォスター

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

永井健晴

内容

序文

第一章 政治哲学の対象としてのポリス(古典古代国家 the Polis)とステイト(西欧近代国家 the State)

補説A プラトンにおけるポリスの三分割と労働分割(分業)との混同

補説B 立法者あるいは守護者であることは、「第二の教育」の成果なのか?

(以上 第十六巻第一号)

第二章 プラトンにおける正義(ディカイオシユネー)と自由(エレウテリアー)

補説C プラトンにおける教育と統治

(以上 第十六巻第二号)

第三章 ヘーゲルのプラトン批判 — 「主体的エレメンツ」

補説D プラトンにおけるソーフロシユネーという徳  
補説E 「主体的自由」に関する他の言及とそれらの両義

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

性を伴うヘーゲルのプラトン批判

(以上 第十七巻第一号)

第四章 近代国家における自由の条件としての法

(以上 本号)

第五章 ヘーゲルにおけるブルジョア社会と近代国家

第六章 統治者と主権者

用語解説

索引

第四章 近代的国家の自由の条件としての

法律(法則)

「道徳的」意思と欲望の衝動 the “moral” will and the impulse of appetite. これらのいずれもが「習俗規範(人

倫)的なもの「sittlich」になるのは、かの古代国家において市民的徳を構成したところの「性格として」定まった倫理的資質 settled ethical disposition と結びつくことによつてである。この倫理的資質の方はまた、これらのいずれかと結びついて「主体的自由」が加わることによつて完成される。<sup>(1)</sup>

ヘーゲルは、「習俗規範(人倫)的意思」『sittlicher Wille』という単一の用語によつて、いずれかの結合によつて産み出されるものを無差別に標識づけている。しかし、われわれは、かれが混同しているものを区別するために、二つの用語を必要とするであろう。そして、わたしは以後、「倫理的」意思と「経済的」意思という二つの用語を用いて、一方の、(無垢の)倫理的資質と道德的洞察力 moral insight との結合と、他方の、倫理的資質と欲求 desire との結合とを、標識づけることにする。わたしは、同じく、「倫理的」自由と「経済的」自由として、近代的国家 State の習俗規範(人倫)態 Sittlichkeit において、一方では道德性 morality によつて、他方では欲求 desire によつて達成された、それぞれの完成体を、標識づけることにする。

われわれはいまや、いずれかの結合を可能にする諸条件を

考察しなければならぬ。換言すれば、ポリスの従属者(主体) subject は、倫理的自由という意味にせよ経済的自由という意味にせよ、自由ではなかったから、近代的国家 State の主体 subject が自由であることを可能にする条件を考察しなければならぬ。

ポリスの従属者(主体)の徳がノモス Nomos にかかつていたように、近代的国家の主体 subject の徳は法律 Law にかかつている。そして、われわれは、後者に特有の自由の諸条件を発見するために、近代的国家の法律をポリスのノモスから区別する諸性格を探究しなければならない。

プラトンとヘーゲルの間に介在する二千年間に、政治哲学においてのみならず、思想のあらゆる他の領域においても、一つの革命が生起した。この革命を理解するためには、プラトンとヘーゲルの間の哲学史全体を少なくとも理解しておくことがまず必要であろう。だが、それは目下の仕事のプランをはるかに超えた途方もない課題である。このプランは、そこに介在する期間は無視できる、といういわば「はったり」に基づいているのである。しかし、その諸結果をできるだけ簡潔に標識づけることは可能であろう。

この革命の本質は、次のように述べることによって、もつともよく表現しうるように思われる。すなわち、宇宙 the universe における理性と秩序 reason and order の原理としての形相 Form という概念は、法則 (法律) Law という概念によって代替された、と。これら両方に、形相にも、同じく法則 (法律) にも、われわれは「普遍的なもの」"the universe" という概念を適用する。そして、われわれはそれによって、われわれ自身に対して、それらの間の大きな差異を曖昧にする。例えば (自然科学の領域との区別を説明するなら)、いかなる特殊な物質的客体も、われわれは主体として、無数の法則の作用 operation として概念把握する。その位置や重さは重力の法則によって、その運動は力学の法則によって、その温度は放射の法則によって、その表層の外観は光学の法則によって決定されている。これらすべての法則は、特殊な客体に関係しながら、それらの作用は私的ないし特殊なものではなく、それらが物質であるかぎり、他のすべての客体にも等しく拡大する、という意味で普遍的である。こうしたものは法則として「普遍的なもの」である。そして、われわれは、それをこのような諸法則の相互に関係づけられた

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

システムとして概念把握するとき、自然 Nature を法則の王国 a realm of law として概念把握する。

しかし、われわれはあらゆる特殊な客体の「普遍的なもの」をまったく別な仕方でも概念把握してもよいだろう。われわれはそれを「特殊なもの」が属する種 (類) kind として概念把握しえるであろう。この意味では、「机」は「この机」の「普遍的なもの」であり、「石」は「あの石」の「普遍的なもの」であり、犬は Fido の「普遍的なもの」であろう。どの具体的な共通の名詞の意味もこの意味で普遍的である。なぜならば、それは一つの「特殊なもの」にだけではなく、一つの種類のすべての「特殊なもの」に適用しうるからである。諸々の「特殊なもの」は、それらの種類を標識づけている「普遍的なもの」へと包摂 subsume される、と言いうる。そして、この「普遍的なもの」は、それから、それ自身、一つの「超普遍的なもの」へのさらなる包摂が可能であることが分かる。一つの種 species が一つの類 genus に、この類が再びより高次の類に、一つの最高の類 *summum genus* に達せられるまで上昇しながら。これは形相としての「普遍的なもの」の概念であり、法則の王国とし

てではなく、階統的であれ建築的であれ、形相の王国 a realm of formとしての自然 Nature の概念である。この概念においては、もつとも一般的なイデアが、連続的な差異化 successive differentiations を通じて、その多様な最下位の種、*infimae species* に至るまで限定される。前者の概念に従えば、「個体的なもの」the individual (個人) は、諸法則の一つの邂逅の場 a meeting-place であり、後者の概念に従えば、形相の一つの具体化である。

わたしが言及した革命が生起したのは、これらの概念の前者が後者にとって代わったときである。そして人々は、自然 Nature における理性の諸原理を、包括的形相 generic form の代わりに概括的諸法則 general laws において捜しはじめた。このことが中世末に起ったとき、近代の物理的自然科学が誕生した。

類比しうる革命は、自然科学の諸領域の傍らで、思想の他の諸領域でも生起した。倫理学においては、行為 conduct の原理としての至高の形相 the supreme form あるいは「建築術的目的」"architectonic end" という概念は、道德法則 the moral law という概念に道を譲った。そして政治哲学に

においては、ノモス Nomos あるいは理性的形相 reasonable form<sup>(2)</sup> という概念は、人間社会における秩序の原理として、法則 (法律) Law の概念あるいはヘーゲルが Gesetz と呼んでいるものの概念によって取って代わられた<sup>(3)</sup>。

「主体的自由」の両方を主体において実現する諸条件は、それによって "Gesetz" としての law が「ノモス」Nomos と区別されるところの諸性格にある。これらの諸性格は、第一に、主体の理性 reason にとってのその (Law の) 客観性 objectivity であり、第二に、その適用の一般性 the generality である。ノモスが慣習から決して区別されなかったかぎり、それらは法律 Law を慣習 custom から区別する諸性格である。というのは、慣習は、一主体において、かれの意識的理解の対象にされないうままに作用 operate し、そして一般的な自然本性のみならず、かれの行為の特殊な細部をも、決定するであろうからである。

法律 Law のこれら二つの性格を最強の可能なリリースに投入するために、わたしははじめに、それらをヘーゲル的なものではない一つの法律概念において説明することに努めた

い。その一つの法律概念は、ヘーゲル的なものではなく、それがプラトンからはさらにはさらに隔たっているがゆえに、それらの性格を、ヘーゲル自身においては見出されない明確さと未熟（粗雑）を伴って示しているからである。わたしが念頭においているのは、その本質において一つの命令 *command* であるものとしての（経験論 Empiricist 的）法律概念である。<sup>(4)</sup>

この教説は、**実定的**であること *to be positive* がまさしく法律 *law* の本質に属している、ということを示唆している。すなわち、それは法律としてのその性格を厳密に負っているのは、思弁的理性 *the speculative reason* によって浸透されない、その内部のエレメントである。<sup>(5)</sup> だから、それはノモス *Nomos* としての法律という概念とは正反対のものである。というのは、ノモスの本質は、そのノモスが具体化する理性的原理（*Logos*）であるからである。ひとえにこの原理だけにノモスはその権威を負っている。そして、この原理は思弁的知性 *the speculative intelligence* には完全に見通しうるもの *transparent* である。理性にとって見通しえないもの *opaque* は、その歴史的実現の諸々の偶然性 *the acci-*

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

*dents* だけである。そして、これらの偶然性は、不可避的に未完結なもの *imperfection* であり、その権威の根拠ではない。<sup>(6)</sup> しかし、ホッブズにとっては（かれを正反対の見解の代表としてもう一度取り上げるならば）、一原理は、それが純粋な理性の一原理以上のものではないと見られるや否や、行為 *conduct* を決定する権威を欠いてしまう。かくして、「人々が法則・法律 *Laws* の名前で呼ぶために使う」「理性の命令」*"dictates of Reason"*（いわゆる自然法 *Laws of nature*）は、不適切にそう呼ばれているのである。なぜならば、まさしくそれらは理性の諸原理から論理的に演繹されるものであるからである。「それらは、それら自身の保存と防禦に導く（貢献する）ものに係わる諸々の結論、あるいは定理 *Theoremes* に他ならない」。<sup>(7)</sup> ホッブズは次のように付け加えている。すなわち、「もしわれわれが同じそれらの定理を、すべての物事を正しく命令 *command* する神の言葉によって下されるものと考えるならば、そのときは、それらは適切に法律（定立されたもの）*Laws* と呼ばれる」と。すなわち、それらが構成された法律 *Laws* であるのは、理性的であること *being reasonable* によってでなく、命令される

こと being commanded によってである。そして、それらの法律を、命令された主体 (臣民) subject の意思に対して、義務的なもの obligatory にするところの当のものは、命令者 commander の (理性におけるのではなく) 意思におけるそれらの源泉である。

命令 command は、主体 (臣民) subject にとっての客体性 (客観性) objectivity と、それによって法律 Law がノモス Nomos から区別されるところの一般性 generality ないし抽象性 abstractness との、両方の性格を示している。

(1) 客体的 (客観的) objective というのは、理論的理解力 (悟性) the theoretical understanding によって客体 (客観) object を意味している。そして、命令された人格 the person commanded がそれを理解することが、そもそもそれが実現されることにとって本質的な一つの条件である。このことは命令の特殊性である。このことは慣習 custom については決して真実ではない。というのは、或る行為 an action は、その行為を決定する慣習について行為者が注意しなくても、慣習によって決定されるかもしれないからである。そして、かれが後にこの洞察 insight を獲得するにして

も、それでもやはり、その行為は同じくそれなしに遂行されるであろうから、その洞察は付随現象的なものであり、行為において慣習が実現するということに不可欠な sine qua non 条件ではない、ということがあくまでも真実である。ところが、或る命令 a command が、それがどんな行為である、それを決定しうるのは、命令する人格 the person commanding によってだけでなく、命令される人格 the person commanded によって、理解されるかぎりにおいてである、ということとは明白である。したがって、命令が、それに従う命令される者において、少なくとも理解するという活動 an activity of understanding を前提にしているということは、まさしく命令の自然本性の中に含まれているのである。

(2) それはいつも一般的 general ないし抽象的 abstract であるということ、すなわち、それはそこでそれが実現される行為のすべての細部を決して理解 comprehend できないということ、これが命令 a command のもう一つの性格である。慣習化すること habituation<sup>(8)</sup>、及び形相を付与された資質を生み出すこと producing an informed disposition<sup>(9)</sup>、これらによって或るノモスは、それに従う者 the subject submit-

led to it)の中に分与 impart されるが、こうしたノモスは、そこから生じてくる諸行為の特殊な細部を決定しうる。為されること what is done のみならず、それを為すスタイルやマナーは、それを産み出す伝統に帰しうるであろう。或る芸術家(職人) an artist の仕事は、かれの実行の特徴的な細部においても、かれのデザインの一般的なコンセプトにおいてと同じく、かれの流派を曝け出すように。しかし、命令によって決定された行為 an act においては、命令されたこと what is commanded の本質とその実行のどうでもよい細部との間を区別する鋭い線がいつもあるに違いない。その命令がいかに特殊なものであろうとも、後者は命令によって決定されえない。例えば、わたしは或る特殊な庭園を、あるいはそれどころか、その中の特殊なスポットを掘ることを命令されるとする。しかし、その命令も、それに従おうとするわたしの意思も、わたしが鋤を巧みに使う仕草を正確には決定しえないし、わたしがその鋤を振るう土地の厳密なスポットもまた正確には決定しえない。もし、わたしの行為はわたしのイニシアティヴを離れて特殊な細部の極限に至るまで決定されている、とわれわれが想定しうるならば、そのときわ

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

たしは、奴隷であることさえやめて、道具か機械になってい  
たであろう。すなわち、命令の関係、主人と奴隷 master  
and servant、あるいは命令するものとされるもの com-  
mander and commanded、これらの間の関係は消え、そし  
てオペレーターと道具との関係に取って代わられていたであ  
ろう。<sup>(10)</sup>

それゆえに、命令の完遂は、それに従う者 the subject of  
it において、命令自身が命令であることをやめることなしに  
は決定しえない遂行の特殊な細部を決定する際にして、イニ  
シアティヴの行使を要求する。明らかに、このイニシアティ  
ヴは、わたしが上で述べた、命令に従おうとする従属者の意  
思の決心 the resolution of subject's will to obey the com-  
mand とはまったく異なる。というのは、かの決心は命令に  
よって決定されていないことは何も決定できないからである。  
あちらは命令による決定に従属 submitしようとする意思で  
あり、こちらは命令が未決定に放置することを供給しようと  
する意思である。あちらがヘーゲルの倫理的意思 ethical  
will と類比できるように、こちらはかれの経済的意思 eco-  
nomic will と類比できる。そして、その行使は法律におけ

る一般性あるいは抽象性という性格と相関的である、ということをおぼたしは示そうとした。

「第一に」ヘーゲル自身は、かれの政治哲学が個人の「主体的自由」に基づいていることをかれの政治哲学の種差として要求している。そして「第二に」、二者択一的な意味のいづれかにおける主体のこの自由と相関していることが見出された客観性と一般性とは、命令によって示された実定的である being positive という性格に基づいている。この二つのことからして、ヘーゲルは法律の実定性 the positivity of law を認識しているのか、そしていかなる意味でそれを認識しているのか、これを探究することは有益であろう。ヘーゲルは、自由についての教説においてプラトンを超えていくように、法律についての教説においてかれを超えていくのであろうか？

ヘーゲルは、実定的であること to be positive は法律の本質に属する、と断定するところまでホッブズに同行することはないであろう。かれの思想は、あまりにも深く合理論的伝統 Rationalist tradition に根付いているから、法律の適用の特殊な諸環境においてのみならず、つまりその歴史的具體化

の時間的な偶然性においてのみならず、法律としてのその存在 being そのものにおいて、思弁的知性 the speculative intelligence によって浸透しえない何かがある、という結論を許容することができない<sup>(11)</sup>。『法権利の哲学』a "Philosophy of Right" の可能性そのものは、次のことを前提にしている。すなわち、法律の体系 the system of law と近代的国家の体制 constitution of the State とは、その主要なアウトラインにおいて、理性の必然性によって、存在そのもの Being as such の自然本性から演繹しうる、ということ。『法権利の哲学』は、ヘーゲルの体系において、「精神の哲学」の内部にその場所を見出している。この「精神の哲学」は、それはそれで、それを通じて思弁的理性が、「論理学」において、それ以上単純なものはないところの概念から出発して、それ自身の弁証法の必然性に従って駆り立てられる、かの発展の第三の、そして最終的な、段階に過ぎない。そして、ヘーゲルは次のことを決して疑わない。すなわち、法律 law を哲学者の理性に概念把握せしめる同じ形而上学的演繹能力は、その法律を道徳的主体の意思の上にもまた義務づける、<sup>(12)</sup> ということを。



ここまでの教説は概してプラトンのものである。プラトンにとってもまた、ポリスの自然本性は、それが正しいもの just であったかぎり、存在の自然本性から由来しうるものでなければならぬ。そして、この由来の過程は、かれによってもまた弁証法と呼ばれた。

法律の哲学的演繹は、ヘーゲルに従えば、その一般的アウトラインの特殊化 specification 以上には拡大しえない<sup>(13)</sup>。あれこれの個体的国家の法律としてのその具体的な具体化 concrete embodiment のために必要な、さらなる特殊化 particularization は、哲学的理解の対象ではなく、歴史的<sup>(14)</sup>理解の対象であるに過ぎない。そして、法律の現実的体系の生成についての歴史的研究はこの形而上学的演繹と代替しうる、という考えを、あるいは、このような研究だけが暴露しうるであろう歴史の必然性は、哲学的思弁によって明らかにされた形而上学的必然性がそうであるように、その道徳的權威の根拠として役立ちうるであろう、という考えを、ヘーゲルはきっぱり否認している<sup>(16)</sup>。

思弁的な理性には見通しえない opaque ものが実定的 positive である、という意味での実定性 positivity は、ヘーゲル

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

ルによって、法律の本質に属することが否定され、そしてその歴史的实现化 historical actualization の諸々の偶然性 accidents に制限される。しかし、このような実定的な制定法 positive enactments でさえ、理性的必然性ではないにしても、少なくとも歴史的な必然性を持っており、そして、哲学的学問ではないにしても、少なくとも一学問 science である研究の対象である。すべて、理解力にとって見通しえない一つのエレメント、ヘーゲルが「法律の純粋に実定的なエレメント」と呼んでいるもの、これが現れるのは、次の段階において、すなわち、行政管理 administration あるいは個々のケースへの法律の適用 application においてのみである<sup>(17)</sup>。適用においては、法律の「普遍的なもの」は特殊化 particularize されざるをえないし、そしてそのことによって、「概念によっては決定されえない偶然的なもの」の王国の中に「歩み入らざるをえない<sup>(18)</sup>。それゆえに、適用の特殊的な細部には、主体はいかなる理性も要求しえないが、しかしその点で、自分の意思を或る意思の勅告「かく成れ！」the fiat of a will に服従させなければならぬ<sup>(19)</sup>。

「一方の」概念による「決定が及びえない特殊な細部の領

域の境界決定 delimitation において、そして、「他方の」  
「特殊なもの」は、このような決定を欠いているとしても、  
なお全体としては未決定のままであるが、しかし歴史的諸原  
因の産物として知性によって捉えうるもの intelligible であ  
る、ということの認識において、この両方において、ヘーゲ  
ルの理論とプラトンのそれとの間の一つの意味深長な差異を  
議論することは可能である。しかしわたしは、この差異を示  
しながらも、なお両者の一致点に注意を集中させておきたい。  
法律そのものの存在 the being of law as such における思弁  
的な理性には見通しえず、しかもその具体化の諸々の偶然性  
から、あるいはその行政管理の細部から、このいずれれかから  
とも別に考察される何らかのエレメントが存在する、という  
ことをヘーゲルが否定するかぎりにおいて、かれら（ヘーゲ  
ルとプラトン）は一致する。

しかし、ヘーゲルは、実定的であること to be positive は  
法律 law の本質に属する、ということを否定するにもかか  
わらず、「定立される（おかれる）」into to be “posited” が  
法律の本質に属する、ということを主張している。“Gese-  
tz” は “law” に、そして、“setzen” は “posit” に相当す

るドイツ語である。そして、ヘーゲルは、この語源的親近  
性を、一つの現実的関連 a real connection を意味づけるも  
のとして強調している。<sup>(20)</sup>「定立」“positing” というこの活動  
activity はいかに理解されるべきか？ そして、法律が意思  
の一活動の産物として概念把握されるや否や、それに属する  
に違いない実定的 positive なものとしての性格を、それに  
帰することなく、法律をこのような活動の産物として概念把  
握することは、いかにして可能なのか？「定立」“posit-  
ing” ということは、ヘーゲルにとっては、法律 the law を  
定置（制定）する laying down（立法する）ことというより  
も、それを法典（コード）化する codifying という行為 an  
act である。まさしくこの行為によって、慣習法 customary  
law の形式で或る人々にとって妥当した「正しい（法・権利、  
正義）right」<sup>(21)</sup>は、諸主体の理解力（悟性）に呈示された知  
性で捉えうる諸規則一つの公的体系として定式化される。そ  
の結果、かれらの従順 conformity は、以後、もはや無反省  
の慣習ではなく、これらの規則を正しいもの right（法・権  
利、正義）<sup>(22)</sup>として認識することに基づくことになろう。換言  
すれば、「定立」“positing” は、ヘーゲルによって、意思

willの行為ではなく、思想(思惟) thoughtの行為として理解されている<sup>(23)</sup>(それは、立法家lawgiverの仕事というよりもむしろ法律家lawyerの仕事である)。—そしてそれゆえに、それはその産物の中に、思想によって浸透されないどんなエレメントも持ち込まない。かくして、そこにおいて法律についてのヘーゲルの教説がプラトンのそれと異なるところの二つの観点がある。

(1) ヘーゲルは法律を「定立」“positing”という活動の産物と見なしているが、この活動は、法律の自然本性の中に、思弁的な理性によって浸透されないいかなるエレメントも持ち込まない

(2) かれば、思弁的な理性の権能を法律の現実化の特殊な細部の手前で停止させるために、その権能を法律の限定the determination of lawに制限している。

これは法律に、まさしく(1)客体(観)性objectivityと(2)一般性generalityという二つの性格を帰することであるが、この客体(観)性と一般性とは、その言葉の二つの意味のいづれかにおける主体の自由の諸条件である。かくして、(1)主体の倫理的自由の権利the right of the subject to ethical

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

freedomは、法律lawは主体に対して、客観的な法典、*corpus juris*として、「定立され」“posited”、つまり公開され、*published*<sup>(24)</sup>あるいは上から設置されるset over、という条件によって充たされる。このような法律体系a legal systemは、正しいポリスのノモスと同じく、理性的諸原理の必然的な発展である、と想定されなければならない。しかし、法律をノモスから区別するところのこの客体(観)化objectificationは、それが一主体の行為を直接的に決定することを不可能にする。それは、その理性がかれ自身によって認識されるかぎりで、かれによって行為において実現されうるに過ぎない。そして、かれの意思はその認識によって決定される。ところで、このような行為は、(倫理的)自由の行為である。

そして(2)主体の経済的自由の権利は、理性による法律の限定は、その実行の特殊な細部の手前で停止する、という条件によって確保される。

法律の客体(観)性と一般性という二つの性格を分けて、そして、それぞれに伴って、それがその条件であるところの主体的自由を分けて、考察することは、以下の議論における

便宜となろう。

## I

ヘーゲルはプラトンと次のことを主張する点で一致している。すなわち、正しい国家の法律 the law of the just state は、少なくともその主要なアウトラインにおいて、論理の過程 a process of logic によって決定される、と主張する点で。そしてヘーゲルは、この過程を標識づけるために、弁証法というプラトンの用語を採用している。しかし、ヘーゲルの弁証法とプラトンのそれとの間には差異がある。そして、形而上学的教説におけるこの差異は、われわれが述べたかれらの政治哲学におけるかの差異 — すなわち、ヘーゲルは倫理的自由を国家の主体に割り当て、そしてプラトンはそうしないということ — の根拠であることが見出されるであろう。

その差異は次の点にある。すなわち、プラトンにとっては、存在 being の自然本性は、あるいは哲学的理解力の対象であるアイデアは、それ自身において不変であり、過程を欠いている、という点に。弁証法を構成する過程<sup>(25)</sup>は、哲学者の理解力

にすっかり納まってしまふ。かれ、つまり哲学者こそが、存在 being の不適切な諸定義<sup>(27)</sup>の批判と否定<sup>(26)</sup>によって、絶対的であり、<sup>(28)</sup>かつそれゆえに絶対的に可知的な第一原理にまで前進 proceed する。逆の下方に向かって前進し、以前に見捨てられた諸々の位置を、いまや絶対的存在としてではなく、資格づけら(限定さ)れた存在 qualified being として、そしてこの資格づけ(限定)を伴って理解しうる intelligible 存在として再確認するに至るのもまた、かれ、哲学者である。<sup>(30)</sup>そして、かれこそ、下降過程への最終ステップを、そもそもそれが踏まれるべきならば、踏まなければならない。これによって、アイデアは特殊な差異化 specific differentiation を超えて、一つの個体的な具体化 an individual embodiment として実現される。この最終ステップを、かれは、理論的活動よりもむしろ実践的活動によって、哲学者(フィロソフス)よりもむしろ立法者(ノモテース)としての自分の能力において、踏まなければならない。なぜならば、理論的な理解力は、「特殊的なもの」the specific を越えて「個体的なもの」the individual に前進することができないからである。下降過程の最終ステップは、一国家の創設である。

否定 negation と肯定 positing (揚棄と定立) の同じ二つの活動は、<sup>(31)</sup>ヘーゲルの弁証法の発条 spring である。しかし、それらの活動と、それらから発する過程は、ヘーゲルにとっては、哲学者の思惟活動 the thinking に制限されず、かれの対象である存在 the being や理念 idea (イデア) に内在する。<sup>(32)</sup>疑いなく、かれは思惟カテゴリー (思想) thought において理念 the idea の発展の諸段階を跡づける retrace であろうが、これを行うのは哲学全体の仕事である。しかし、かれは自分がフォローする過程を持ち込む import わけではない。<sup>(33)</sup>理念は、それ自身に含意されているもの implications の自己展開のために、かれの理論的洞察という共同作業に依存していない。理念はまた、一つの現実的国家的法律として、理念的存在 ideal being から実在的現存 real existence への最終的ステップを踏むためにさえ、立法者の実践的能力における共同作業を必要としない。<sup>(34)</sup>理念 ideal から実在 real への階梯 passage はそれ自身、その以前の諸段階 stages が理念そのもの the ideal itself の内部における諸々の含意されていたもの implications の展開にあったところの同一過程の以後の段階に過ぎない。そして、一国家の法律が持つ客体

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

(観)性は、肯定 affirming ないし「定立」 positing ないし論理の領域でも活動的 active である Thesis, thesis (措定) という、弁証法的過程を貫いた同じ活動 activity の産物に他ならない。

ヘーゲルの教説とプラトンのそれとの間の差異におけるこの最後のポイントこそ、われわれの現在の目的に、とりわけ係わることである。なぜならば、それは、この世に現存する、ような国家に、プラトンが一貫して「天上に置かれた」イデアのために保存することを余儀なくされた存在 being のスケールにおける一つの地位を与えるからである。一人の立法者 (ノモテース) の活動によって外からイデアに加えられた一つの実現ないし身体的な具体化 corporeal embodiment は、その存在の完全性 perfection を消去せざるをえないであろう。そしてこれによって、このような具体化の産物であった地上の一国家は、それについての完全な知識が可能であり、あるいはそれに基づいてソフィアという徳が実行されるところの諸対象の領域から、除去されざるをえないであろう。しかし、その地上の国家だけが、その主体の意識 the consciousness of the subject に呈示 present される。そして、

かくして、プラトンのこの形而上学的教説は、われわれがすでに議論した政治的教説の<sup>(36)</sup>、それによってポリスの主体はソフィアーの行使からは排除されているところの政治的教説の、根拠であることが発見される。その主体は、理性の固有の対象ではなく、せいぜい「正しい信念」のそれであるところの、諸々の具体化された基準 embodied standards によって、自分の行為 conduct を方向づけなければならない。「具体的なものを産出することがその仕事である統治者は、理性が理解しえる非物質(質料)的な基準 immaterial standards によって自分の action 行為を直接的に方向づける。

しかし、ヘーゲルにとっては、国家の地上での実現は、理念と何らかの外のエレメントとの混合を含まず、理念そのものの展開に他ならないから、地上の国家は消去されずに、プラトンがアイデアに割り当てた存在の地位 the status of being を持っている。そして、かれらにとってこの地上の国家が知識の一つの対象であるところの諸主体は、それを知ることによって、プラトロンが哲学者に保存することを余儀なくされた<sup>(37)</sup>、かのソフィアーを、あるいは、最高の種類の知識を、行使する。換言すれば、まさしく、理念はヘーゲルの弁証法

にとってはその自然本性の中にあるがゆえに、ヘーゲルは主体に、プラトンが統治者に限定した自由を帰しえたわけである。

主体におけるソフィアーあるいは洞察 insight は、もちろん、倫理的自由であるわけではなく、その条件に過ぎない。それは理論的活動に過ぎないが、倫理的自由は意思の一つの徳である。それは法律を、それを知る knowing という意味でのみ実現するに過ぎないが、法律は、実践において成就される、というさらなる実現を要求する。法律を理論的理性の固有の一対象に構成するまさにその客体(観)性そのものは、理論的理性から、主意的行為の決定要因 a determinant of voluntary action である、という能力を奪ってしまう。それゆえに、こうした客体(観)性そのものを克服するためには、主体における別の活動が必要である。自由な行為 free action を決定する法律は客体(観)的であるべきである、ということが自由な行為の一条件であるならば、この客体(観)性は克服されるべきである、ということが自由な行為 free action の一条件である。この目的のためには、理論的な理解力に付随して、主体の能動(活動)的反応 an active

response が生起しなければならない。これによって客体（観）的な法律は、受け入れられ、そしていわば精神によって会得され *spiritually digested*、その結果、その法律はもはや単に客体（観）的であることを、あるいはそれ以上に主体に対立することをやめ、そして内側から行為 *conduct* の中に現出する一原理となる。この付随して生起する能動（活動）的反応は、ヘーゲルにとって、道徳性 *morality* における実践的エレメントの本質である。そして、外面的 *outer* であったものを、あるいはそれ以上に、思惟活動としての主体に対立するものであったものを、こうして内面的なものを *inner* にすること、あるいは、客体（観）的であったものを主体（観）的なものにする、このことは法律を習俗規範性 *Sittlichkeit* として実現することへの意思 *will* の不可欠な貢献である。

何らかの類比的な転換 *conversion* は、アリストテレスによって、倫理的教育の過程の目的と見なされている。その過程の開始時には、かれの行為 *conduct* はある外部の権威によって生徒に規定 *prescribe* されなければならない。しかし、かれが倫理的徳を達成するのは、その規定 *prescription* を決

定する諸原理をかれが自分自身の魂の中に吸収したときだけである。その結果、それらの原理はもはや外から命令（指令）すること *dictation from without* によってではなく、内から動かすこと *animation from within* によって、かれの行為 *conduct* に形相を付与し（を性格づけ）*inform* 続ける。

この類比はまったく偶然的であるわけではない。獲得された資質 *disposition* あるいはヘクシス *Hexis* は、アリストテレスによれば、有徳な行為 *virtuous conduct* の内発的発条であると同時に、法律の実現に不可欠な条件であるが、ヘーゲル的な倫理的意思 *ethical will* にきわめて類似している。異なっているのは、それが法律の合理的必要（必然）性の洞察を前提にすることなく、その洞察に付随して生起する点である。アリストテレスのシステムのいまだ責務を免れていない生徒にとって法律が持っている外面性は、かれの理論的理解力にとってのその客体（観性）にあるのではなく、その諸原理がかれの教師（指導者）ないし統治者（支配者）だけの魂に染み透っていて、その生徒自身の魂にはいまだ染み透っていない、ということにかかっている。ヘーゲルの倫理的教説は、アリストテレスの「倫理学」をカントの道徳論（道徳

性)の上に重ね合わせたものに似ている、といった方がより近い類比であろう。アリストテレスの倫理的徳の概念からは排除されている理性の洞察力は、ほとんどそっくりカントにとっての道徳性となる。まったくではなくて、ほとんどというのは、カントにとってさえ、「尊敬」の感情が、もしそれが行為において実現されることになれば、道徳法則に付随して生起するに違いないからである。ヘーゲルの倫理的意思是、カントの「尊敬」"Respekt"においてまさしく識別しうる萌芽がアリストテレスのヘクシス *Hexis* に似たそれ以上の何かに発展したものである。

倫理的意思のこうした概念について考察されるべき二つのことがらがある。第一に、法律(法則)は、思想(思惟カテゴリー)にとって理解しうるあらゆる対象がそうであるように、普遍的であり、そしてそれゆえに、それは普遍的なものを意思すべきである、ということは倫理的意思の自然本性に属する。すなわち、法律がそもそも習俗規範性(人倫)の一部になるためには、そこにおいてそれが特殊的な諸対象に基づいて命じられるところのその自然的条件の上に、その自然本性によって「普遍的なもの」に基づいてのみ命じられうる

思想(思惟カテゴリー)のレベルまで、それ自身を上昇させておかなければならないであろう。<sup>(39)</sup> この上昇 *elevation* — あるいは「転換」"conversion"の方がよりよいであろうが — の過程は、道徳的教育の過程であり、そしてこの過程の本質は、思想(思惟カテゴリー)の鍛錬への意思の従属 *the subjection of will to the discipline of thought* である。<sup>(40)</sup> すなわち、それが「倫理的なもの」になるに際して成就する意思の完成化 *the perfection of will* は、それが自律性を譲渡すること及びそれが思想(思惟カテゴリー)の優位に服従することにある。<sup>(41)</sup>

第二に、この意思は不完全にしか感情 *feeling* と区別されない。ヘーゲルは通常「意思」としてそれについて語っているが、しかし、かれが意思と同義語として自由に用いている諸用語は、それにおいてかれが意思を概念把握する方法を示唆している。心情 "Herz" (*heart*)、信条 "Gesinnung" (*sentiment or disposition*)、<sup>(42)</sup> そしてとりわけ、翻訳不能な「ゲミュート」"Gemüt" といった言葉が用いられている。"Gemüt" において、理性の普遍的原理は「内面」化され、かくして理論的な原理から潜在的に実践的な原理に形式転換



される。

ヘーゲルの「Genit<sup>43</sup>」とプラトンの補助者たちを性格づけた「テュモエイデス」<sup>(43)</sup>「Thumoeides」との間に、そしてヘーゲルの倫理的意思と、立法者によって定立された形式(形相)<sup>(44)</sup>を吸収し、能動的に借入すること active retention (「ソテリアー」<sup>(44)</sup>「Soteria」)において発揮されるアンドレイアー Andreaia との間に、親近性を見て取ることは容易である。アンドレイアーは、この形式(形相)を、一形姿 a figure が無抵抗な蠟にそうされるように外から押し付けられた一形式(形相)から、内からの能動的な形式(形相)付与の原理 a principle of active information from within へと、あるいはアリストテレスが後に「ヘクシス」<sup>(45)</sup>「Hexis」と呼ぶようになったもの、ないし獲得された資質 acquired position へと転換する。プラトンにおいては、補助者 auxiliary としての実践的活動の理論的活動への同じ従属関係と、そして意思を理性と欲求との両方と異なる何かとして捉えることの同じ一貫した失敗とがある。

これらの親近性の重要性が過大に評価され過ぎるということとはほとんどありえない。<sup>(46)</sup> 倫理的意思についてヘーゲルの教

説の中にいつも感じられてきたすべての欠陥は、かれはプラトンの立場を完全に超えたわけではない、という事実には、そして、かれは、プラトンに欠けていたもの、意思のための名前を持っていたにもかかわらず、それによって、プラトンが「ト・テュモエイデス」<sup>(46)</sup>「To Thumoeides」によって言わんとしたこと以上のことを、ほとんど言おうとしていない、という事実には、かかっているであろう。

倫理的自由についてのヘーゲルの概念は、同じ個人における、プラトンが分離して、一方を教師としての統治者の中に、他方を生徒としての補助者の中に存するものとして捉えた「ト・ロギスティコン」<sup>(46)</sup>「To Logistikon」と「ト・テュモエイデス」<sup>(46)</sup>「To Thumoeides」という二つの能力の結合を、含んでいる。それは、さらに、プラトンが守護者たちに限定した徳を社会のすべてのメンバーに拡張することを含んでいる。その結果、一人の人間は、かれをポリスにおける統治者にする資格づけ qualification と同じく、かれを近代的国家の主体にする資格づけを必要とする。これらの観点の両方において、ヘーゲルはプラトンを超えた。われわれが示唆した欠陥は、次の点にある。すなわち、ヘーゲルは自分の主体たちに、プ

ラトンの守護者が持ったすべての徳を付与したにもかかわらず、かれはそれ以上のことをしなかった、という点に。かれは、プラトンの守護者自身が持っていなかった一つの能力を、すなわち、意思の自律的能力 an autonomous faculty of will を、その主体たちに付与しなかった。

ヘーゲルは、そこにおいてかれがプラトンの形而上学を越えたところの尺度によって、プラトンの政治哲学の限界を越えることができた。<sup>(47)</sup> われわれは後で、かれの政治哲学の欠陥はかの超越における不十分に負っていること、これを示すことに努めるつもりである。<sup>(48)</sup> しかし、まずは、われわれはそこにおいてかれが「主体的自由」という用語を用いているところの第二の意味を考察することに戻らなければならない。

## II

法律の客体 (観) 性 objectivity が一方の自由の条件であるように、その一般性 generality は他方の自由の条件である。いかなる一般的な規則づけも決定しえない行為の特殊な細部は、主体の自由な選択<sup>(49)</sup>に任される。そして、選択の自由を確保することによって本質的なことは、次のことである。

すなわち、法律は、個人に対して一つの特種な遂行を規定 prescribe することを可能にするような形で、特殊化されるべきではないし、このような特殊化を果たしうるはずもない、ということである。

近代国家の法律の決定は、「一般的なもの」 the general の手前で停止し、そして、その実現の特種な手段における主体が果たす限定されない選択のために余地を残しておくべきである、ということ<sup>(50)</sup>をヘーゲルは近代国家の顕著な特徴と見なしている。かくして、近代国家がその市民たちの諸奉仕に課する諸要求は、種類において特種な遂行<sup>(52)</sup>ないし貢献ではなく、貨幣の要求でなければならない。<sup>(51)</sup> 貨幣による徴税 levying an monetary tax に際して、近代国家は、それが要求する貢献の一般的価値 general value を規定 prescribe することにそれ自身を制限し、その特種な自然本性あるいはその稼得の特種な仕方を決定することを個人の選択に任せている。<sup>(53)</sup> また、いかなる近代国家にとっても本質的なことは、それが組織されるべきであること、すなわち、その個人的メンバーたちが、諸々の階層、職業 professions、職能 trades に配分 distribute されるべきことである。しかし、近代国家

家に典型的なのは、法律が特殊的配分の制御を放棄することである。プラトンのポリスにおいては、統治者たちに従属する人たち subjects の一人一人に、一つの特殊な領域ないし仕事を割り当てるのが統治者たちの一つの任務であったが、近代的国家においては、職能ないし職業の選択は個人に任されている。<sup>(54)</sup>

市民によるこの選択の実行は明らかに一つの主体的活動 *subjective activity* である。というのは、それは当然ながら、理解力にとっての対象（客体）として呈示された法律の体系によっては決定されないからである。法律はその決定の範囲において制限されるべきである、ということはこの活動の可能性の一条件である。そして、法律がこの制限によって蒙るのは、その権威の領域における一つの削減 *diminution* にすぎないように見えるであろう。そして、一人の賢明な統治者であれば、自余の人たちへの自分の支配力 *hold* を確実なものにするために、自分のテリトリーの一部を犠牲に供することを自分自身が余儀なくされていることを見出すであろうように、法律は、その拘束力の中に、一種のアルザス *Alsatia* のような、法律を欠く任意の選択の一領域を認めることを強

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

いられているように見えるであろう。しかし、そうではない。というのは、この未決定の選択の実行は、実際には、法律が完備されているところで *in the fulfillment of the law* 現出し、しかも法律の実現ために不可欠な手段であるからである。一主体は、靴を作ることも、牛の世話をすることも、自由に選択することが許される。<sup>(55)</sup> これら選択肢間のかれの選択は、法律に従う義務によって決定されていないし、そして、理性の必然性からではなく、単純にかれの経済的必要を充たそうとする欲求に由来するはずである。にもかかわらず、かれの<sup>(56)</sup> 選択によって、かれは理性の必然性であるところの当のものに、すなわち、共同体は諸々の職能 *trades* において組織化されるべきである、という一般的企図 *general design* に、現実性 *reality* を与えている。そして、富 *wealth* の一定の割合は徴税 *taxation* の形で貢献されるべきである、という一般的法律 *the general Law* が完成しうるかどうか、これは生産の特殊な諸手段のこうした選択にかかっている。かくして、法律によって決定されない主体の活動のために余地が残されているべきであるということは、主体の自由 <sup>(57)</sup> *the freedom of the subject* の条件であるだけでなく、法律

それ自身の現実化 actualization の条件である。<sup>(58)</sup>

こうした教説において、ヘーゲルは相変わらず次のことを主張している。すなわち、主体的な実践的活動あるいは意思の活動は近代的国家の実現にとって本質的であり、主体の自由はこの活動にある、と。さらに、主にこの自由を確保するという点で、近代国家はポリスと異なり、そして、主にこの自由を主体の権利として、そして法律の実現の条件として、この両方として認める点で、ヘーゲル哲学はプラトン哲学と異なる、と。

すでに示されたことであるから、繰り返す必要はないが、この教説は、われわれがこの章の前の方で考察した倫理的意味 ethical will についての教説とほとんど同じ言葉遣い phraseology で表現しうるにもかかわらず、それとはまったく異なる。

後の方のこの活動をわれわれは経済的意思 the economic will と呼んだ。それはヘーゲルの倫理的意味の概念に代わりうる意味の概念であるが、しかし、それ自身において、そのヘーゲルの倫理的意味の概念以上に適切であるわけではない。倫理的意味と同じく、それはそれ自身の上にそのプラトンの

起源のあらゆる標識を身につけている。前者の概念が理性 reason から不完全 imperfectly に区別されていることによって適切性 adequacy を欠いていたように、後者の概念は欲求 desire から不完全に区別されることによって適切性を欠いている。<sup>(60)</sup>

ギリシア的倫理学 Greek ethics が意思の概念 a notion of will を成就できなかったのは、ギリシア的形而上学 Greek metaphysics の必然的帰結であった。この形而上学の本質は、宇宙 the universe の内部での知性的自然 an intelligible nature と感性（感覚）的自然 a sensible nature との区別<sup>(61)</sup>であった。前者は後者の根拠ないし存在理由 ratio essendi である。換言すれば、感性（感覚）的自然の根拠はそれ自身一つの自然 nature である。

このような宇宙の中には意思が入り込む余地がない。自然は、一方では知性（知識） knowledge の対象であり、他方では欲求 desire の対象であろうが、しかし両者とは異なる第三の活動の対象ではないであろう。だから、感覚的自然 sensible nature は、感覚的知覚 sensuous perception の対象

か、あるいは感覺的欲求 *sensuous desire* の対象か、このい  
ずれかであろうし、知性的自然 *intelligible nature* は理論的  
理解力 *understanding* の対象か、あるいは非感覺的な欲望  
*non-sensuous appetite* の対象か、このいずれかであろう。  
欲求や欲望 *desire and appetite* は、もちろん、理論的活  
動ではない。自然は知識の対象であることに制限されない。  
自然もまた実践的活動に関与 *move to* しようが、そうであ  
るのは目的 *end* ないし目的因 *final cause* としてのみである。  
かくして、実践的活動は、それが感覺的な、それゆえに特殊  
な、対象に向かう欲望であれ、あるいは知性的な、それゆえ  
に普遍的な、対象に向かう欲望であれ、欲望ないし一つの目  
的に基づく方向に限定される。

国家に関するヘーゲルの形而上学的教説が自然に関するプ  
ラトンの形而上学との近似性を帯びるのは偶然ではない。歴  
史的現象の世界 — 現実の近代的国家における主体の意識  
に呈示された、国制(憲法) *constitutions*、慣習的諸団体  
*bodies of custom*、法律の歴史的諸体系 — これをかれは  
「第二の自然」<sup>(62)</sup>として概念把握した。この世界の内部でかれ  
は、フェニシスの自然 *physical nature* の世界の内部における

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

「知性的なもの」*the intelligible* と「感覺的なもの」*the sen-  
sible* との間のプラトンの区別と正確に類比しよう。「理念」  
とその歴史的顯現 *historical manifestation* との間の区別を  
した。<sup>(63)</sup> 時間において現象 *appear* し、場所において局在化  
*localize* された歴史的現存態 *historical existences* としての  
近代の諸国家は、劣位の種類の知識 *a inferior kind of  
knowledge* の、すなわち、歴史という經驗的諸学問(科学)  
あるいは実定法学 *positive jurisprudence* の、対象である。<sup>(64)</sup>  
しかし、この歴史的世界の内部で、理性は、現象に対する本  
質として単なる「歴史的なもの」と関係づけられている知性  
的な一つの核を、識別しよう。<sup>(65)</sup> かくして、理性は、それが存  
在すること *its being* とそれが理解されること *its being  
understood* との、同時に根拠である。この核は、弁証法的  
理性によって概念から展開されうる宇宙的な諸限定の全体的  
体系 *the total system of universal determinations* である。  
それはヘーゲルが近代的国家の「理念」と呼ぶところの当の  
ものであり、『法権利の哲学』の固有の対象である。<sup>(66)</sup> 近代の  
国家のこの「理念」は、かくして、一つの知性的自然 *an  
intelligible nature* に固有のカテゴリーの下で概念把握され

る。それは最高の種類の知識活動 knowing つまり哲学的理性の対象であり、そしてそれには最高度の存在 being が備わっている<sup>(67)</sup>。一言でいえば、それは歴史的な現象の世界に、知性的自然が感覺的自然に関係づけられるように、関係づけられる。「現象的なもの」the phenomenal は部分的なもの partially にすぎないが、その「理念」は完璧に実在（現実）的かつ可知的 both real and knowable である。そこで主体の行為 the conduct of the subject が生起せざるをえないところの歴史的世界がこの二元論 dichotomy の中に汲み尽くされるならば、固有にその主体の意思の対象でありうるものは、その歴史的世界の中には何もない、ということは明らかである。近代的国家の「理念」ないし本質は、かれの理性にとっての対象であろう。そして、その諸々の偶然性が未決定であることの中に、かれは欲求充足のための余地を見出すであろう。かれは、かくして、プラトンが理性を統治者に、欲求を従属者に割り当て、かれのポリスにおける二つの階層の間に分配したところの二つの活動を、かれ自身において結合するであろう。しかし、かれはいずれともラディカルに異なる活動を行使することを表現 be conceived しえない。

人間の自然本性の心理学と法律の形而上学との間には、きわめて厳密な相互的含意 reciprocal implication がある。かくして、実定的エレメント a positive element を法律にとって本質的なものとしての認識することは、意思の能力 a faculty of will を人間にとって本質的なものとして認識することを含んでいる。そして逆も真なりである vice versa。この含意はプラトン自身の教説において説明されている。補助者階層 the auxiliary class が服する法律は、かれらの知性 intelligence には見通せないもの opaque である、という意味において実定的 positive である。そして、この結果として、この階層は、法律へのその服従において、プラトンが先取りした意思の徳 a virtue of will にもっとも近いものである。アンドレイアー（勇氣）Andreia を展開する。しかし、この実定性は、プラトンにとっては、法律の自然本性に属していない。法律の自然本性は、完全に理性的なものである、ということである。そして、それが実定的 positive であるのは、それが曖昧に理解される obscurely apprehended かぎりにおいてのみである。法律から実定的エレメントを取り除く理解力（悟性）understanding による同じ啓蒙 enlighten-

mentは、意思の徳が法律に従うことにおいて実行される必要がある段階を越えて、主体を高める<sup>(68)</sup>。まさしく法律の実定性が一つの見かけ(現象) appearance にすぎず、それを伴って法律が理解 apprehend される<sup>(69)</sup>の曖昧や obscurity にかかっているように、意思は主体の自然本性にとっては本質的なものではなく、かれの理解力の欠陥にかかっている。しかし、もし法律の本質がその命令的性格 imperative character にあると考えられるならば、すなわち、もしその自然本性に一つの知性的言明 an intelligible statement として上から加えられた一つのエレメントのおかげで、法律が構成(起草)された法律 constituted law であるならば、そのときそこでは、意思の能力 a faculty of will は、このような法律にとっての主体である人間の自然本性における一つの本質的エレメントとして認識されるに違いない。この命令的エレメントは、かれの理解力(悟性)の対象としても、かれの欲求の対象としても、主体に作用 operate しえない。というのは、それが「へある」ということではなく、「へあるべき」であるということが命令の本質であるが、その言葉の何らかの意味においてあるところの当のもの what is だけが、これら

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

「理解力と欲求」のいずれかの対象でありうるからである。もしわれわれが、意思は人間の自然本性の本質に属する、という一つの本源的確信を持っているならば、この確信は道徳的活動の概念 the conception of moral activity からの意思の消去を含むであろう形而上学を拒絶するための根拠として役立つであろう。それがかの確信からこの結論までを議論することは、われわれが「常識」Common Sense と呼ぶ心的態度 the attitude of mind の特徴である。そして何らかのこのような議論は、「ヘーゲルの倫理学」の形而上学的根拠づけに反対する洗練されていない道徳的人間 the unsophisticated moral man の通常の反応の中に含意されている<sup>(69)</sup>。この含意は等しく反対方向にも当てはまる。もし、命令的性格 an imperative character は道徳的規則にとって本質的である、ということのをわれわれに請合うような、道徳的諸規則の根拠への洞察力を、われわれが持ちうるならば、われわれはこの仮定から、意思は人間の自然本性にとって本質的エレメントである、と結論づけることができるであろう。いつも決して後者の方向ではなく、前者の方向に前進するのが、「常識」の推論 reasoning の顕著な特徴である。その直接的確実

性(確信) immediate certainty は心理学的なものであって、形而上学的なものではない。しかし、この確実性(確信)は種としての人間 the species man に自然から与えられたものであり、人間の自然本性が普遍的かつ永遠に所有するものである、とそれが仮定することは、「常識」の哲学の誤謬である。それは通常、この仮定が含む逆説を、すなわち、前提からして、*ex hypothesis* 人々が太古から所有した一つの能力を、人々が用い始めたのは歴史においてずっと後になってからのはずである、という逆説に無知である。ギリシア人は、われわれが意思と呼びうる能力に気付かなかった。この無知は單純に自分自身の自然本性を反省することをギリシア人が怠っていたことに因っていたのであろうか？ しかし、かれは、それを知覚するために、ロックの言い方で言えば、「自分自身内部を見」"look within himself"、なければならなかったのであろうか？ そして、かれの失敗は凝視の方向が誤っていたことにのみ因っていたのであろうか？ 人間がそれを実行する二千年前に、かれがその「常識」の能力を所有していた、ということは、それを逆説と呼ぶのは寛大なことであるところの主張である。なぜならば、それは無意味な主張だ

からである。それでもやはり、これは「常識」の哲学が係わっている逆説ないしナンセンスである。

近代的世界の知的遺産の部分形づくっている諸々の常識的確信 the common-sense convictions は、キリスト教信仰の長期的な discipline 規律の下で獲得され形成されたのであり、そしてギリシア人たちは、かれらがキリスト教の教説において教育されていなかったがゆえに、これらの確信を持たなかったわけである。これこそが真実である。このテーゼについて一般的にここで詳論することは場違いであろう。だから、わたしはそのテーゼと、この章の後で述べる以外の多くのこと、この両方を確証するために、わたしが他のところで書いたことに言及しておかなければならない。<sup>(70)</sup>しかし、キリスト教の教説と、意思は人間の自然本性の一部である、という特殊な常識的確信との間の論理的関連は、われわれが、形而上学は宗教的教義と常識との間の中間的用語を形成している、ということ認識するならば、より明確になる。実定的エレメントは法律にとって本質的である、という教説は、人間における意思の能力を示唆し、そして、ひるがえって、人間にとっての至高の法律は神の命令である、すなわち、神の



意思から現出することは法律の本質に属する、という教説によって、示唆されている。われわれがいま、意思を神に帰するかかの教説の源泉を尋ねるならば、それは旧約聖書において具体化された啓示 revelation である、という答に関して疑念はありえない。

神は世界を創造した。神は人事を「摂理」 Providence として支配している。かれは人々に命令を発し、犯罪を罰する。これらすべての教説は、どんなギリシア神学にも目立って欠けている、神における意思の活動という概念を、含意している。これらはまた、わたしが指摘した筋道を通じて考えるならば、ギリシア的意識には欠けていた、「常識」の諸確信における諸エレメントの、究極の源泉である。かくして、形而上学への諸々の接近は一方では「常識」と、他方では啓示の権威と、著しく異なるとしても、両方のゴールは同じである、ということが判明する。ギリシア的存在論 a Greek ontology (あるいは合理主義) は、初期の時代のそれをキリスト教正統派の攻撃に晒した諸々の同じ性格ゆえに、「常識」の諸批判にとって忌避されるものである。

ヘーゲルの形而上学 — これによってかれは意思 will

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

に人間の自然本性としての一エレメントとしての真実の場所を帰することを妨げられているのであるが — の欠陥は、おそらく、かれが法律に関する旧約聖書の教説の真実を、すなわち、法律はその源泉を意思の中に持っている、ということをかれの哲学の中に吸収できないせいである。それは、かの教説が含意していること、法律はその本質的な自然本性において実定的 positive である、ということをかれが否定するせいである。

ヘーゲル哲学の二つの相関する欠陥、すなわち、人間の主意的活動 voluntary activity 及び法律の実定的性格 positive character をかれが認識できないこと、これらは、かくして、これらの究極の源泉として、かれが神についてのキリスト教的教説を完璧な形で同化することができないことに帰されよう。しかし、かれが純粹かつ単純に合理主義者であったならば、ヘーゲルは偉大な哲学者ではなかったであろう。かれの哲学は純粹な(薄められない undiluted) プラトン主義のライヴァルであることから遠くかけ離れているから、われわれはそのもっとも顕著な特徴を示すために、プラトンと対照させることができたわけである。ヘーゲルは意思の特殊な自然

本性を活動の主體的発条として認識できず、その結果、かれは「Wille」（意思）という用語を用いているにもかかわらず、それを「Herz」（心情）、「Gemüt」（心意気）、「Geist」（精神）といった用語と相互に交換可能な形で用いているし、そして、ときおり誤って、意思を「思惟活動の一特殊様式」<sup>(72)</sup>「eine besondere Weise des Denkens」として語ることをえしかねない。こうしたことがヘーゲルの心理学の欠陥であるとするれば、人間の行為の完成 perfection はこの主體的エレメントの消去ではなく、その現前 the presence にかかっている、とかれが主張していることは、やはりプラトンをはるかに越えた前進である。このことは、普遍的な人間的徳として、自由 Freedom を正義 Justice に代えることにおいて含意されていることである。繰り返すなら、ヘーゲルは、実定的であることは法律の本質に属している、<sup>(73)</sup>ということを認識できない。このことはヘーゲルの法律理論の欠陥である。そうだとするとヘーゲルはやはり、「定立される」こと to be “posited” が法律の本質に属する、とかれがそれに基づき主張する教説によって、法律 Law をノモス Nomos からきわめて鋭く区別している。法律は、思弁的理性の対象である「理

念」に由来しないエレメントを含んでいないが、しかし、「定立」 positing ないし「措定」thesis の活動は、弁証法的なものの dialectical というその自然本性ゆえに、理念そのものの中に内在している。かくして、法律に関するヘーゲルの教説は、自由に関するそれ<sup>(75)</sup>と同じく、弁証法についてのかれの形而上学的教説にかかっている。

われわれは、ヘーゲルにおけるこれらの非プラトンのエレメントは、それら自身、キリスト教的啓示中の源泉に由来している、ということ指摘することによって、この章を閉じることにしたい。ヘーゲルの欠陥が、かれはこの啓示の真実を完全な形で吸収することに失敗しているせいであるとすれば、かれがプラトンを超えることを可能にしている積極的な達成は、かれはやはりそれを吸収されなままにはしておかなかつた、という事実のせいである。実際、ヘーゲルがキリスト教のどのエレメントを同化し、どのエレメントに無知であったか、これをより正確に種わけ specify することは可能である。かれは、概して、旧約聖書の啓示に無知であったが、しかし、新約聖書の啓示は同化した。かれの哲学は、偶然性 contingency は自然にとって本質的であり、<sup>(76)</sup>実定性

positivity は法律にとって本質的であり、意思 will は人間の完成 perfection にとって本質的である、という認識を含む、「創造」や「法律（律法）」に関するユダヤ教の教説の中に含意された、意思の形而上学 the metaphysics of will のいかなる痕跡も示していない。しかし、かれは「三位一体」 Trinity、「受肉」 Incarnation、「贖罪（弁済）」 Redemption といったキリスト教の教えにはすっかり染まっており、そして、かれの思想（思惟カテゴリー）の全体は、諸々のそれらの含意で充満している。<sup>(77)</sup> これらの教説は、ヘーゲル哲学をプラトン哲学からきわめて明確に区別する、かれの哲学におけるこれらのエレメントの源泉である。

われわれは法律に関するヘーゲル哲学と自由に関するヘーゲルの教説とがいずれも、「理念」は弁証法的なものである、という形而上学的教説にかかっていることを考察してきた。ヘーゲル自身、諸々のかれの著作を通じて、「弁証法」 the Dialectic においてその哲学的表現を受け取る真実は、「三位一体」についてのキリスト教の教説における宗教的イメージの形式で表現されている同じ真実である、と主張している。<sup>(78)</sup> この教説は、それが作用因の権能 a power of efficient cau-

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

sation を神に帰することによって、あらゆるギリシア的神学の中に<sup>(79)</sup> 見出されうるあらゆるものを超えている。プラトンの「善のイデア」はあらゆる活動の客体に他ならず、その主体ではない。アリストテレスの神は、実際、活動の主体であるが、しかし純粋に理論的で、かつ自己完結している terminating upon himself 活動の主体である。ヘーゲルが、かれは「絶対的なもの」を「実体」 Substance としてではなく、「主体」 Subject として概念把握している、と（スピノザを横目で睨みながら）述べることによって、かれの形而上学を総括するとき、かれはもっぱらそれに、「三位一体」の教説が神に帰している、他在の産出の中に自己を分与するかの権能を、帰している。しかし、「三位一体」の教説はキリスト教的な神の啓示を究明し尽くしていない。神の因果律は「子」の産出以上に拡大しないと捉えることは、「創造」についての教説を無視することである。<sup>(80)</sup> この教説においては、ここでは、それは意思の純粋な活動である、という意味で、産出 generation の活動とはラディカルに異なる活動が神に帰されている。

ヘーゲル哲学は、キリスト教的啓示の眞実を吸収することによって、プラトン哲学を超えることができるが、同時にこの吸収は不十分かつ不完全である。この二重のテーゼを細部のわたって入念に検討することは、この著作の範囲をはるかに超えた仕事である。しかし、わたしはこの章を閉じるにあたり、二つの注を付すことによって、誤解を避けておきたい。

ヘーゲルのキリスト教的教説の横領こそが、常識を仰天させる、かれの哲学における奇想天外な、あるいは神秘的な、あるいは「形而上学的な」エレメントに対して責任がある、と思われるかもしれない。しかし、これは眞実ではない。もちろん、わたしはそうしたエレメントが現前することを否定しない。しかし、それはキリスト教的教説をかれが同化したせいではなく、その同化が不十分であるせいである、とわたしは主張する。ヘーゲルにおけるこうした傾向に対して極めて確固とした反対を呈示する哲学、例えば、一方では常識の経験主義、他方ではカントの道徳哲学、これらがそうすることができるのは、(他の観点でのそれらの近さが何であれ)それらが、より(むしろ)確固として、ヘーゲルの哲学においては充分には同化されていない、少なくとも一つのキリス

ト教的教説に、基づいているからである。すなわち、例えば、ロックは「創造」についての教説に、カントは「律法」についてのそれに基づいているからである。ヘーゲルに対するそれらの対立は、キリスト教的思慮分別、*Christiana sanitas*の名において行われる。

さらに、プラトンを超えるヘーゲルの前進をキリスト教的諸理念の影響に帰することは、ヘーゲルはプラトン哲学そのものに含意された諸々の結論を展開することによってプラトンを超えている、というこの著作のはじめの部分で主張されたテーゼと折り合わない、と考えられるかもしれない。しかし、これら二つのテーゼは、実際には矛盾しない。プラトンにはキリスト教的教説を先取りするものが含まれていて、まさしくこれらが含意されたものが、ヘーゲルの哲学においてさらに展開されている。これは一つの古いの物語である。キリスト教的啓示は、眞実に疎遠な一塊の教説ではない。それは、思想(思惟カテゴリー)の仕事によってそこから引き出されるとき、いくつかのケースにおいてギリシア的思弁において開始された発展の固有の結論である、と知覚されうる諸々の眞実を含んでいる。しかし、わたしは次のようなわた

しの確信を加えなければならぬ。すなわち、このような結論は、事後的には *ex post facto* キリスト教以前の哲学の固有の総括であると理解されるとしても、それらはキリスト教以前の諸前提に基づく無援の理性の仕事によっては達成されえなかった、という確信を。

注

- (1) 用語にとつてもっとも望ましいことは、それが簡便であり、曖昧でないことである。とはいえ、ヘーゲルが *Sittlichkeit* という用語の下に包括している二つのクラスの行為の一つを、ヘーゲルがそれらの両方を含めるために用いている用語の訳語 (“ethical” = “sittlich”) でいつも標示したことは、一見したところ、不幸な選択のように思われるかもしれない。しかし、実際には、ヘーゲルが “sittlich” という言葉で言わんとすることは、ほとんどいつもわたしが “ethical” として定義したことである。かれの混乱はしばしば、用語の内包 *connotation* の混乱というよりも、むしろその用語の定義に収まらない一つのクラスの諸行為 (the “economic”) を含めるためのその外延 *denotation* の許される拡張である。

「倫理的」意思は、わたしが以後それを用いる意味においては、もちろん、古代のポリス市民たちを特徴づける素朴な倫理的意思とは区別されなければならない。しかし、この点で、コンテクストが曖昧さを充分排除してくれるで

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

あろう。

道徳的意思と欲望との間で、そして「道徳的自由」と「欲求の自由」との間で、前章においてなされたそれにいまや導入された区別の関係は、次のことである。すなわち、倫理的意思と経済的意思とは、これらが習俗規範性(人倫) *Sittlichkeit* の諸条件の枠内で充足されるかぎり、それぞれ道徳的な意思と欲望である、ということ、そして、諸々の倫理的かつ経済的な自由は、それなしには必然的に実体のないものである、近代国家の枠内での諸々の道徳的かつ欲求的な「自由」であるということである。

- (2) νόμος τε καὶ λόγος. Rep. ix. 587c
- (3) 付け加える必要のないことであるが、わたしが言おうとしていることは、Law は自然科学、倫理学、政治哲学という三つの領域において同じ意味を持っているということ、但し、それはこの三つのすべてにおいて等しく Form と対照されるべきであるということである。
- (4) 「Law そのものは、当然他者たちに対する命令を持っているかれの言葉である。」Hobbes, *Leviathan*, I. xv.
- (5) わたしは「実定的」“positive” という用語をこの意味で定義する。
- (6) この不透明性 *opacity* ゆえに、主体が持ちうるのはオルター・ドクサーにすぎない。
- (7) Hobbes, *Leviathan*, I. xv
- (8) *ἐθικός*.
- (9) *ἠθικός*.
- (10) ギリシア人たちは奴隷と道具との区別を決して認識しな

かった。ὁ γὰρ δοῦλος ἐκφυγὼν ὄργανον, τὸ δ' ὄργανον ἐψυχὸς δοῦλος。[「こゝろのは、奴隷は生きた道具であり、道具は生きたこゝろない奴隷であるからである。」] Aristotle, *Ethi. Nic. viii. II* この章が専念している政治哲学の展開全体は、究極的に、自由は命令への服従と両立する、というギリシア人たちには欠けていた認識に基づいている。

- (11) ヘーゲルがこの示唆を否認したことはよく知られている。See Einleitung, p.14. "Darauf kommt es dann an, indem Scheine des Zeitlichen und Vorübergehenden die Substanz, die immanent, und das Ewige, das gegenwärtig ist, zu erkennen" [その場合、問題は、「時間的なもの」や「移り行くもの」の仮象の中に、内在する基体や臨在する「永遠なるもの」を認識することである。] and ff.
- (12) See especially §§ 142-8; and p. 124, n. I, *inf.*
- (13) その特殊化は、『法権利の哲学』Philosophy of Right においてそれがヘーゲルによって専念されている程度の細部にまで進みうること、このことをわれわれは想定しなければならぬ。Cf. § 3A, p. 21.
- (14) § 3° それは「実証法学」"die positive Rechtswissenschaft" の対象である。(ibid. p. 20) それについての研究は「純粋に歴史的な仕事」"rein geschichtliche Benutzung" (p. 20) である。
- (15) § 212A, 258A, p. 196.
- (16) § 3, cf. § 148A.
- (17) "In dieser Zuspitzung des Allgemeinen, nicht nur zum

Besonderen sondern zur Vereinzelung, d.i. zur unmittelbaren Anwendung, ist es vornehmlich, wo das *reine Positive der Gesetze liegt.*" [「特殊なものにまでだけでなく、個別化にまで、つまり、直接的な適用にまで、これをことん推し進める点に、まさしく諸々の法律の純粋に、実定的なものが存するのである。」] § 214A

- (18) "Damit tritt es in die Sphäre des durch den Begriff Unbestimmten." [「それとともに、それは概念によって限定されないものの領域へと踏み入る。」] § 214.
- (19) 例えば、一人の犯罪者が罰せられなければならないとすれば、彼への正確な量刑が決定されなければならないが、それはいかなる合理的原則によっても決定できない。40の鞭打ちは科されるとすれば、いかなる合理的推論も、かれの犯罪には41では多すぎ、39では少なすぎたであろうことを示さない。ここでは、理由なしに、判事は決定し、犯罪者は服従しなければならない。§ 214A.
- (20) § 211.
- (21) "Das Recht."
- (22) § 211; cf. § 215, 224
- (23) § 211A におけるかれの言葉を参照。"Etwas als Allgemeines setzen (...) ist bekanntlich Denken." [何かを一般的なものとして定立することは (...)' 周知のように、思惟活動である。] 総じて、ヘーゲルが法律に帰している性格は、「つまり、「定立されて」いる being "posited" という性格は、「ローマ人の法をギリシア人の法から区別している性格である。法律についてのヘーゲルの教説が達成し

たものとその欠陥との両方は、次のように述べることで要約できよう。すなわち、かれは法のローマ的概念を吸収したが、ユダヤ的概念を吸収しそこなった」と。Cf. 135 ff. *inf.*

- (24) §§ 211, 215-17; cf. § 349 and § 132A, p. III. この公開性 publication は、それによって法律が施行されるところの諸過程(手続き)がまた公開されているときのみ、十全に確保されるであろう (§ 224, 228)。同じような公開性 publicity は、同じような諸根拠に基づいて、法的 judicial な領域からいざら政治的な領域へと、すなわち、法律の施行の過程(手続き)からその構成と修正の過程(手続き)へと、拡大されなければならない。このことは後に明かかになるであろう (Cf. Ch. V, pp. 168 ff. *inf.*)。

- (25) For what follows, see Rep. Vi. 511.  
 (26) ἀναρπῶν (see vii. 533c).  
 (27) ὑποθέσις.  
 (28) ὑπὸς ὅν.  
 (29) τὸ πᾶντελὸς ὅν παντελὸς γνωστόν.  
 (30) παντῶν ὑπὸν μετὰ ἀρχῆς.  
 (31) “Aufheben” and “Setzen” = ἀναρπῆν and τίθεναι.  
 (32) 理念 the idea (「絶対的理念」 “die absolute Idee”) なく、かくして、プラトンの永遠のイデアのよすが、静止してしまふ still (とらうのは、過程は時間を欠くそれだからである) が、しかし、プラトンのそれのように、静的 static ではなご。  
 (33) “Dieser Entwicklung der Idee als eigner Tätigkeit

ihrer Vernunft sieht das Denken als subjektives, ohne seinerseits eine Zutat hinzuzufügen, nur zu.” [主体的なそれとしての思惟活動は、理念の理性の固有の活動としての理念の発展を、みずからは何も付け加えずに、ただ傍観者。] § 31A.

- (34) “Die Idee [ist] nicht so ohnmächtig, um nur zu sollen, und nicht wirklich zu sein.” [理念は、もっぱら当為であったり、活動現実的でないほど、無力であるわけではない。] Enzyklopädie, § 5A.  
 (35) かれはこの点で首尾一貫することは難しうと考えているのだが。 Cf. Ch. I, p. 27 *sup.*  
 (36) Ch. I, p. 28; Ch. II, p. 43 *sup.*  
 (37) この点については、とりわけ § 142-8 参照。この点もしわれわれが、クーゲルは主体として、プラトンが統治者としてのみ言いつたにすぎなうことを語っている、という保留をあへず、むしろ、この考えはまったくプラトンの相関性 § 146 に基づいて明らかである。 “Die Substanz ist in diesem ihrem wirklichen Selbstbewusstsein sich wissend und damit Objekt des Wissens. Für das Subjekt haben die sittliche Substanz, ihre Gesetze und Gewalten einerseits als Gegenstand das Verhältnis, dass sie sind, im höchsten Sinne der Selbstständigkeit” (italics, Foster). [実体とは、自らしたその活動現実的な自己意識にならうとは、自らを自覚するものであって、したがって、知の首みの客体である。主体として、習俗

規範的実体は、つまりその諸々の法則や権力は、一面では対象であるかぎりでは、それらが自立性の意味で存在している、という関係性を持っている。」そして「ヘーゲルは次のパラグラフで以下のように続けている。「Andererseits sind sie dem Subjekte nicht ein Fremdes, sondern es gibt das Zeugnis des Geistes von ihnen als von seinem eigenen Wesen, in welchen es sein Selbstgefühl hat, und darin als seinem von sich ununterschiedenen Elemente lebt, — ein Verhältnis, das unmittelbar, noch identischer als selbst Glauben und Zutrauen ist.」[他面では、それらは主体にとって疎遠なものではない。むしろそれらに関する精神の証言によれば、それらは主体に固有の本質であって、それらにおいて主体は自己を実感し、自己と区別されない自己の固有域としてこの中で生を営むのである。これは信仰や信頼などよりもむしろ同一的な直接的な関係である。]と。この場合「われわれは、哲学者は自分が知るところを希求する (see Rep. II, 376a)」というプラトンの教説の反響をきわめてはつきりと聴くことになる。というのは知識の客体である理性は、かれにそれを知らしめるかれの魂の中の理性と同類のもの (*ὁμοειδός*、"nicht ein Fremdes"「疎遠でないもの」) であるからである。

(38) Cf. quation, Ch. III, p. 96, n. *sub*.

(39) "Der Intelligenz als denkend bleibt der Gegenstand und Inhalt *Allgemeines*, sie selbst verhält sich als *allgemeine Tätigkeit*," [知を営むものとしての知性にとって、対象と内容はあくまで一般的なものである。知性その

ものは一般的な活動として振舞う。] § 13A. Cf. "Das das Denken *Allgemeines* denkt, das Gefühl fühlt usw., sind lauter leere Tautologien." [思惟活動が思惟し、感情が感じる、等々といったことはまったく空虚な同語反復である。] *Vorlesungen über die Philosophie der Religion*, ed. Lasson, vol. I, p. 88

(40) § 13, § 21; cf. § 258.

(41) ヘーゲルの中には、このこと以上のことを示唆しているように思われるいくつかの件がある。すなわち、意思は倫理的 (習俗規範的・人倫的) なものになるために、その自律性のみならず、思想 (思惟カテゴリー) とは区別される活動としてのまことに同一性を放棄しなければならならず、という件が。"Im Willen beginnt (...) die eigene Endlichkeit der Intelligenz, und nur dadurch, dass der Wille sich zum Denken wieder erhebt und seinen Zwecken die immanente Allgemeinheit gibt, hebt er den Unterschied der Form und des Inhalts auf und macht sich zum objektiven, unendlichen Willen". [意思が起つて、知性の固有の有限性がはじまる。そして、意思が思惟に高められ、自己の諸目的に内在的な一般性を与えること、このことを通じてのみ、意思は形式と内容の相違を揚棄し、自己を客体 (観) 的な無限の意思とする。] § 13A. "Der Wille ist eine besondere Weise des Denkens; das Denken als sich übersetzend ins Dasein, als Trieb sich Dasein zu geben." [意思は思惟の営みの一つの特殊なあり方である。すなわち、自己を定在の中に移し入れるものとしての、自



己に定在を与える衝動としての思惟の営みである。』 § 42.  
Cf. § 258A, pp. 196-7.

- (42) 同じ觀念 notion は "Gemütlichkeit" の中に現前している。この用語は、倫理的な行為の諸法則によりも、むしろ社会的儀礼 politeness の因習 conventions にかかわってはいらぬ。おそろしくそれは「社会的に善良な気性」 "social good humour" として表現されるかもしれない。それは冷淡を frigidity とは反対のものであり、親密な社交を形式的なそれと区別するものである。"gemütlich" である仲間内では、儀礼の因習は単に守られるだけではなく、受け入れられている。したがって、儀礼的諸行為はやはり一つの規則に機械的に服することで果たされるのではなく、善意の自発的表現として果たされる。

- (43) 思うに、これらの言葉の語源的由来の類比はそれ自身、偶然的なことではない。"Thumoeides" が "θυμος" と関連づけられるように、"Gemüt" はあまりかた "Mut" と関連づけられる。そして "Mut" は *θυμος* を意味する。
- (44) Cf. Ch. III, p. 94 *sup.*

- (45) *τῆ λογιστικῆ ἀρχῆς προσηκεῖ*. 「理性的なものに、統治（支配）活動は関係している。」理性のヘゲモニーは、守護者の活動のテクネーとの類比全体の中に含まれている。
- (46) 意思という概念、そしてまさにその名前がギリシアの倫理学に欠けていたことは、周知のことである。

- (47) Cf. pp. 121 ff. *sup.*
- (48) pp. 135. *inf.*
- (49) "Willtür". For what follows, cf. more in detail Appen-

dix F, p. 101 *sup.*

- (50) Vorrede, p. 14.

- (51) Taxation

- (52) *ἀετοσυζῆται* と同じのそれ。

- (53) § 299.

- (54) § 206.

- (55) かれの選択はかなりしばしば経済的必要から決定されることは疑いがない。しかし、それは、それが法律によってまったく強制されていない、という意味で自由である。

- (56) § 206

- (57) "Die Anerkennung und das Recht, dass, was in der bürgerlichen Gesellschaft und im Staate durch die *Vernunft notwendig ist, zugleich durch die Willkür vermittelt geschehe, ist nähere Bestimmung dessen, was vornehmlich in der allgemeinen Vorstellung Freiheit heisst."* (italics, Foster) 「ブルジョア社会と国家において、理性を通じて必然的であるものが、同時に恣意によって媒介されて生起するということ、このことの承認と法権利とは、とりわけ一般的なイメーჯに於いて自由と呼ばれているものより詳しい規定である。』 § 206A.

- (58) "Neque enim lex impletur nisi libero arbitrio." 「けだし、わたしが任意に履行しないのであれば、法は実現されない。」聖アウグスティヌスのこの言葉を上で引用したアリストテレスの言葉 (p. 96, n.) 「ノモスはエトス以外に従わせる力を何ら持たない。」と比較してみるならば、この観点での *Nomos* と *Law* との違いが例解される。 *Nomos*

は実現のために“Ethos”を必要とするが、しかしLawは自由な意思を必要とする。

- (59) Ch. III, pp. 80 ff, sup.; App. E, p. 101
- (60) もちろん、私が言おうとしているのは、ヘーゲルの“Wille”の下に含まれた二つの概念がそれぞれプラトンにおけるいかなる点でも前進を表現していないということではない。“Will”という用語をまさに使用していることは、それ以上進まないにしても、一つの前進を表現している。しかし、わたしが言おうとするのは、ヘーゲルの思惟はかれの用語法に遅れをとっているということである。
- (61) プラトンは *χωριστός* (分離) に責任があったのか、それともなかったのか、すなわち、かれはこの区別を捉えこななくて、宇宙の二層の自然本性を諸宇宙の一つの複製として誤って構成したのかどうか、これはここでは問題にならない。かれがそうであったのであれば、彼の哲学はそれによってアリストテレスの哲学とは区別された。しかし、われわれが指摘しようとしているのは、かれの哲学がアリストテレスのそれと共有している、そして思うに、ギリシア哲学一般と共有している、性格である。すくなくともわたしは、「ギリシア哲学」という言葉を、わたしがプラトンとアリストテレスに共通していると受け取っているものを標示するために、簡潔な用語として使うつもりである。
- (62) § 4.
- (63) § 1.
- (64) § 3, § 212A, § 258A, pp. 196-8
- (65) See especially Vorrede, pp. 14-15; and § 3

- (66) §1
- (67) §146.
- (68) See Ch. II, p.66 *sup.*
- (69) 「倫理学原理」 *Principia Ethica* に於けるターム (G. E. Moore) によって採用された方法を参照。そこを示されつつるのは、倫理学を存在論に基づいて基礎づけることは、道徳的活動に関する常識 (共通感覚) Common Sense の諸々の確信と一致しない、と述べていることである。
- (70) “The Christian Doctrine of Creation and the Rise of Modern Natural Science” in *Mind*, Oct. 1934; “The opposition between Hegel and the Philosophy of Empiricism” in *Verhandlungen des dritten Hegel-Kongresses*, Tübingen and Harlem, 1934.
- (71) 『テュマイオス』篇における神的デミウルゴスについてのプラトンの概念は、この言明に対する一つの例外である。それは、プラトンにおいてキリスト教的な教説の先取りが見出されるいくつかの箇所の一つである。しかし、デミウルゴスと創造者との間には極めて重要な違いがやはりある。これについては、わたしは6章の参照を求めなければならぬ。
- (72) See p. 126, n. 3, *sup.*
- (73) “positive”.
- (74) “gesetzt”, see p. 119 *sup.*
- (75) Cf. p. 124 *sup.*
- (76) Cf. the article in *Mind* referred to above, p. 136, n. 1.
- (77) 「ヘーゲル」としては、キリスト教的な救済イメージが

思弁的な尺度基準をあたえるものである。」R. Kroner, *Vom Kant bis Hegel*, vol. II, p. 236.

(78) わたしはここで誤解を避けるために次のことを付け加えておきたい。わたしは哲学と宗教との関係についてのヘーゲル自身の理論も受け入れないし、したがって、かれ自身の哲学のキリスト教的啓示との関係についてのかれの概念も受け入れない、ということ。ヘーゲルにとっては、宗教的イメージ (“Vorstellung”) は、例えば、そこでは一つの三角形の可視的図解がそれについての数学的概念に係づけられているような仕方、哲学的概念に係づけられている。それは、精神が概念に向かって前進する際に不可欠の一つの段階であるが、しかし、それは概念が達成されたとき乗り越えられる段階である。哲学者の諸々の結論は、論理的明証性 logical evidence 以外の何ものにも依存していない。したがって、啓示された真実に特徴的な、理性にとっての不透明性 opacity は、啓示された真実にとって本質的なものではなく、それが不完全に理解されるかぎり、それに付着することになる。かくして、ヘーゲルの合理主義は、啓示宗教についてのかれの理論において、法律や意思についてのかれの諸理論におけるのと同じ仕方示される。これらの諸理論においては、法律における実定性についての諸エレメントや人間的行為における意思についての諸エレメントは最終的分析においては、理性の欠陥にかかっていることが見出されたように、この理論においては、真実における啓示のエレメントもそうである。しかし、ここでもまた、ヘーゲルの理論は、むしろキリスト教

『プラトンとヘーゲルの政治哲学』(4)

的なものではない。それが含んでいるのは、神の言葉は、神がそれを述べたがゆえに、真実である、という信仰ではなく、神はそれが真実であるゆえに、それを述べた、というまるで異なる信仰にすぎない。そしてここでもまた、かれの教説は、旧約の教えよりも新約の教えにより近い親近性を持っている。それが含んでいる「神の言葉」についての概念は、ヘブライの預言者たちの言葉よりも、第四福音書のそれに近い。

(79) 「ティマイオス」篇の神学はまた、一つの例外である。

Cf. p. 136, n. 2, *sup.*

(80) ヘーゲルは習慣的に子の産出と世界の創造とを混交している。諸例については、上の p. 136, n. 1 で引用されたヘーゲルと経験論に関するわたしの論考を参照。